

公益社団法人松戸市シルバー人材センター専門委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「公益社団法人松戸市シルバー人材センター専門部会及び専門委員会設置規程」に基づき、専門委員会の運営に関する必要事項について定める。

(委員会の構成及び任務)

第2条 専門委員会の構成人員及び所掌事項は、「公益社団法人松戸市シルバー人材センター専門部会及び専門委員会設置規程第2条第3項」による。

2 専門委員会の構成人員については、必要に応じて理事長の承認により増減することができる。

(会議等)

第3条 専門委員会は、委員長が招集し、会議の座長となる。

2 入会説明会・登録説明会及び会報編集予備会議は、それぞれ分科会の会議とし専門委員長が招集するものとする。

(報酬及び諸謝金)

第4条 分科会活動等に参加した場合の報酬及び諸謝金は、「公益社団法人松戸市シルバー人材センター役員報酬及び費用に関する規程」及び「公益社団法人松戸市シルバー人材センター諸謝金等の支給に関する規程」の定めに準じて支給する。

2 報酬及び諸謝金は、別に定める議事録または活動報告書（第1号様式）を理事長に提出し承認を得ることにより支給される。

(庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、センター事務局にて処理する。

(報告)

第6条 専門委員長は、専門委員会の会議の審議内容や活動状況について、専門部会長に報告するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるものの他必要事項は、その都度理事会で協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式

平成 年 月 日

(公社) 松戸市シルバー人材センター
理事長 様

活 動 報 告 書

専門委員会名 _____

専門委員長名 _____ 印

公益社団法人松戸市シルバー人材センター専門委員会運営要綱第4条の規定に基づき、活動内容を下記のとおり報告します。

活動年月日						
活動内容						
出席者	NO	会員番号	氏 名	NO	会員番号	氏 名
	1			7		
	2			8		
	3			9		
	4			10		
	5			11		
	6			12		